

局長会議運営要綱

(目的)

第1条 市政に関する各部門の事務事業の執行に関し、各部門における施策、取組等について情報共有等を適時に行うことにより、行政の一体的かつ効率的運営を図るため、局長会議（以下「会議」という。）を開催する。

(構成)

第2条 会議は、市長、副市長、上下水道事業管理者、病院事業管理者、教育長、川崎市事務分掌条例（昭和38年川崎市条例第32号）第1条に掲げる局及び本部並びに会計室、区役所、交通局、病院局、消防局、市民オンブズマン事務局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局及び人事委員会事務局の長（教育委員会事務局にあつては、教育次長）をもって構成する。

2 市長は、前項に掲げるもののほか、必要と認める職員を臨時に会議に出席させることができる。

(会議)

第3条 会議は市長が主宰する。

2 市長に事故があるときは、副市長がその職務を代理する。

3 会議は、毎週火曜日に開催する。ただし、特別の事情のあるときは、これを変更することができる。

4 前項の規定にかかわらず、市議会定例会開催中の一般質問等が行われている期間については、会議を開催しないことができる。

(議題等)

第4条 会議における議題は、次のとおりとする。

(1) 局等の施策、取組、イベント等のうち、次に掲げるもの

ア 新たなもの、変更・見直したもの又は重要なもの

イ 全庁的に取り組むもの

ウ 他局等に展開すべきもの

エ その他庁内に向けて特に周知又は報告が必要なもの

(2) 全庁的に注意喚起、連携又は協力が必要なもの

(3) 災害、事務上の誤りその他事件又は事故に関すること。

(4) 報道発表したもののうち、庁内に向けて特に周知又は報告が必要なもの

(5) その他必要と認める事項

2 会議に議題を提出しようとする者は、資料を添えて会議の4日前までに総務企画局長に送付するものとする。ただし、緊急を要する場合には、この限りでない。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、総務企画局において行う。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、総務企画局長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年12月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。